

公 示

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示にかかる事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取において陳述をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記の事項を記載した意見の聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年11月18日

中部運輸局長

中村 広樹

事 案 の 公 示

(公示番号第50号)

〔 令 和 6 年 1 1 月 1 8 日 公 示 〕
〔 中 部 運 輸 局 〕

件 名 一般乗用旅客自動車運送事業の基本
運賃料金に関する認可申請

事 案 番 号	申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称	事 案 の 概 要	適 用 する 営 業 区 域	備 考
A-2	名古屋エムケイ 株式会社	次に掲げる運賃及び料金の額の設定 (1)距離制運賃 (2)時間距離併用制運賃及び待料金 (3)時間制運賃 (4)運賃等の割増 (5)運賃等の割引 (6)料金の種類及び額 (内容は【別紙】のとおり)	名古屋交通圏	

事 案 の 概 要			
1.	(1) 距離制運賃		
	初乗運賃		
	特定大型車	1. 0 1 1 kmまで	5 5 0 円
	大 型 車	1. 0 1 1 kmまで	5 1 0 円
	普 通 車	1. 0 1 1 kmまで	4 5 0 円
	加算運賃		
	特定大型車	2 2 4 mまでごとに	1 0 0 円
	大 型 車	2 3 0 mまでごとに	1 0 0 円
	普 通 車	1 4 3 mまでごとに	5 0 円
	(2) 時間距離併用制運賃及び待料金		
	特定大型車	時速10km以下の運行時間について	1分25秒までごとに 100円
	大 型 車	時速10km以下の運行時間について	1分25秒までごとに 100円
	普 通 車	時速10km以下の運行時間について	55秒までごとに 50円
	(3) 時間制運賃		
	特定大型車	30分までごとに	4, 100円
		加算15分まで	2, 050円
	大 型 車	30分までごとに	4, 100円
		加算15分まで	2, 050円
	普 通 車	30分までごとに	3, 200円
		加算15分まで	1, 600円
	(4) 運賃等の割増		
	運賃の割増		
	深夜早朝割増	22時から翌朝5時まで	2割増

事 案 の 概 要			
(5) 運賃等の割引			
運賃の割引			
障害者割引	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱 (昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定する知的障 害者の療育手帳の交付を受けている者について		1割引
精神障害者割引	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者 保健福祉手帳の交付を受けている者について		1割引
遠距離割引	距離制運賃で5,000円を超える金額について		1割引
利用金額割引A	時間制運賃で、年間500万円以上の利用金額があった者について		0.5割引
利用金額割引B	時間制運賃で、年間1,000万円以上の利用金額があった者について		1割引
利用金額割引C	時間制運賃で、年間3,000万円以上の利用金額があった者について		2割引
2. 料金の種類及び額			
(1) 迎車回送料金	(距離制運賃のみ適用)	1両ごとに	200円
(2) サービス指定予約料金			
ハイグレード車両予約料金A	(エスクァイア)	1回につき	1,000円
ハイグレード車両予約料金B	(アルファード、クラウンハイブリッド)	1回につき	2,000円
ハイグレード車両予約料金C	(Z型アルファード、ハイグレードハイエース)	1回につき	5,000円
時間指定配車料金	(距離制運賃のみ適用)	1回につき	200円